

第二十二回
国会

参議院運輸委員會會議録第二十七号

昭和三十年七月二十六日(火曜日)午後
一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤シヅエ君
理事 仁田 竹一君
早川 慎一君

委員

入交 太蔵君
岡田 信次君
川村 松助君
一松 政二君
高木 正夫君
三木興吉郎君
内村 清次君
大倉 精一君
小酒井義男君
片岡 文重君
小柳 牧衛君
平林 太一君
三浦 義男君

國務大臣

運輸大臣

三木 武夫君

政府委員

運輸政務次官

河野 金昇君

運輸大臣官房長

山内 公猷君

運輸省自動車局長

眞田 登君

運輸省自動車局業務部長

岡本 悟君

事務局側

常任委員

古谷 善亮君

會専門員

古谷 善亮君

本日の會議に付した案件
○自動車損害賠償保障法案(内閣提出)

衆議院送付)
○連合審査會開会に關する件

○委員長(加藤シヅエ君) これより運輸委員會を開会いたします。

自動車損害賠償保障法案を議題といたします。

前回は引き続き質疑のおありの方は順次御発言を願います。前回逐条審議に入りまして、十一條から三十九條まで審議中でございますので、そこまでのところはまだ御質疑がございましたら御発言を願います。

○三木興吉郎君 前回ちょっとお伺いいたしました十三條の保險金額でございしますが、これは一人当たり幾らという御説明がございましたが、説明要綱の六ページに、一件三十万円ないし百万円という試案というのがあります。これは制限があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(眞田登君) この説明要綱を作りました時分にはそういうことを考へておりましたが、その後の制限はとつた方が合理的だということとすることになったいたしました。

○三木興吉郎君 二十四條の「政令で定める正当な理由」というのでございますが、この事由によつて拒絶せられたようなこととありましたら、もう運輸ができませんというところになるのでございします。この「正当な理由」とはどういうような理由ですか。

○政府委員(眞田登君) これは保險料の支払がないとか、その他保險の條件が変更された際に、追加して支払わないうちやならないものをお払いにならないというふうなときに拒絶する、こういうこととございします。

○三木興吉郎君 その自動車に非常に悪いとか、車検に通らないとか、そういったようなものがあつた場合ももちろんこれは入つていきますか。

○政府委員(眞田登君) 車検その他は保險に入りましてから受けるわけでございしますので、車検等に通る通らないというところは條件にはならないのでございします。

○三木興吉郎君 この保險料率でございしますが、これは全國乗用自動車協會からの反對の資料がございましたが、この實際上の事故に支払つた金額に比較いたしますと、非常に多いような感じがするのでございします。もちろん、しかしこの出でおります資料は、實際に支払つた金額だけだろと思ひます。保險の方というところになれば、いろいろ費用もかかることとございします。よろしけれども、しかしそれにしてもやはり非常に實際に近い——強制保險の關係から實際に近い料率をきめるといふ建前から行くと、少し高過ぎるのではないかと、少し高過ぎる感じがいたしますが、何かそれにおきめになる案の中に理由がございしますでしょうか。

○政府委員(眞田登君) 實際に起りました事故に対する支払いが、われわれのところから報告に来ておりますものと、それから報告になつておらないものとございしますが、われわれのところ

に参りますのは、きわめて大きな事故で、バスとかタクシーについての報告によりまして、大体一件二十万円から三十万円というのがわれわれのところに来ております報告では多いわけとございします。それから判例等を調べてみたところが、それらによりまして、大体その程度の金額のものが非常に多かつたわけとございします。

人命を幾らと定めるかということとは、非常にむづかしいわけとございします。最近の傾向では、むしろもっと高くなつておると申します。国鉄その他で事故を起しました事故は五十万円見当、こういうような例もございします。

で、まあそういう高いところでもめるわけにはいかぬが、今までに払われておるうちで、まず一番いいところと申しますか、最高のところが大抵三十万円ぐらいが例である、こういうところでお金をきめたわけとございします。

○三木興吉郎君 今局長さんのお話から行きますと、まあ推定というか、最近の社會情勢から判断しまして、これぐらいのところを持つていく方がよろうというところとあつて、数字的な根拠というものはまあないわけですね。従つて實際にやつてみて、そうしてそれが多過ぎるという場合には、今度はこの保險料率を下げるというふうなお考えをお持ちになつておられますか。

○政府委員(眞田登君) これは人身の事故の一人当りの金額そのものの實際の支払額の場合がございします。それからまた保險の對象となります事故の件数等の推定と申しますか、そういうものが非常に少ない場合もあると思ひますが、そういうことによつて、保險料が實際に支払います保險金額より上回るといふふうなときには、將來これを引き下げるようにしてはならないと思つております。

○三木興吉郎君 それとも一つは、都會と申しますか、事故の非常に多いところ、それと事故の非常に少ない地区とがあるわけなんです。それらに対しては保險金の払い戻しとか何とかいうことによつて、調整をある程度不公平のないような工合にするお考えは持つておられますか。

○政府委員(眞田登君) 地域差につきましては、統計をよく調べまして、適当な差等をつけたら、こういうふうな考へております。

○三木興吉郎君 保險料はもろろ税金は損失勘定ということになるわけとございしますか。

○政府委員(眞田登君) 強制保險に払い込みます保險料は損失になります。○三木興吉郎君 いまだそこまで行つておりませんが、自家保障の場合はどうなんですか。

○政府委員(眞田登君) 自家保障の場合には損金には算入いたしません。實際に事故を起しまして払つた場合は、もちろん損金であります。積み立てたままそれを使わなかつた場合には、損金に算入いたしません。

○三木與吉郎君 これは法人税なんかの、他のあれと比べますと、たとえば貸し倒れ準備金というふうなものは、これは目的が資本の蓄積にあるのでございませうけれども、しかし売掛金の倒れが出たというふうなことの準備金とするならば、やはり性質がそれよりももう少し重要なこれは引当金でなければならぬと思ふ。しかしそれは運輸省の局長さんとしては、当然これは税金の対象外にしたいけれども、大蔵省の方と折衝の上においてそれは行っていないという意味なのか、それとも局長さんもこれは損失勘定に入れないで、利益金処分ですべきだ、これが問題でありますか、それをどちらか……。

○政府委員(眞田登君) この自家保障を認めますことにつきましてもいろいろと議論がありました。で、事故を起さない努力をいたしました際に、保険に入りました人は保険料はかけたままにかけ捨て、しかしながら自家保障の場合はそれが残る、それが損金に算入されますという、相当の数の車を持っておる大事業者は非常に利得するといふような印象を受けるということ、非常に反対がありました。それから大蔵省方面からこれにはあまり賛成できない、両方からあまり賛成を受けなかったと思ひます。

○三木與吉郎君 局長さんどういふふうにお考えですか。

○政府委員(眞田登君) 今度の強制保険と自家保障との関係から見まして、今回は算入しない方が妥当ではないか、こういうふうにお考えしております。

○三木與吉郎君 この保障の積み立てはどのくらいまでですか。

○政府委員(眞田登君) 車を持ってお

ります車両数によりまして、むずかしい保険料の確率の計算があるのだそうでございますが、たとえば九〇%まで確率にするために、百両の場合は二倍積み立てるとか、あるいは三百両あるときは三倍でよろしいとか、そういう法則があるようでありまして、これに従つてやりたいと思つております。

○早川慎一君 それに関連して御質問申しますが、それは毎年計画がきまつておつて毎年積み立てるのではないのでしょうか。

○政府委員(眞田登君) 年度末に一度落してまたあらためて積み立てております。

○早川慎一君 でありますから、その一定額を積み立てて、翌年になるとまた新たな時期に入りまして、永久に積み立てていくべきものではないでしょうか。

○政府委員(眞田登君) ええ、毎年一定額を積み立てまして、それを一応落しますため、あくまでも同じ程度の額が積み立てられていくと、こういうわけでありませう。

○三木與吉郎君 その積み立てていく金額は大体普通の保険料ぐらいの程度でございませうか。

○政府委員(眞田登君) 大体純保険料に該当いたします分の、先ほど申しますように、二倍の場合、一倍半の場合、こういうことになるわけですね。

○三木與吉郎君 そうすると多く、たとえば年に一万何千円か保険で払いま

すね。その金額より多く積み立てていくと、一台当たり……これはもちろん数字は、持つておる車の数によつて一台当りは違ふけれども、やはりこれより多く積み立てていかなければならぬ

というふうなことになるのですか。

○政府委員(眞田登君) 先ほど申し上げましたように、危険の起ります率が非常にたくさんある両数の場合と、少ない両数の場合とでは多少違つて参りますために、少ない両数の場合には多少多く積み立てなければ、危険の起る率が多きに集中するといふ、そういう場合

に困るわけでありませう。百三十万なら、百三十万という台数の場合の平均と、三百万なら三百万の場合とは違ふから少しそれをよけい見込んで積み立てると、こういうことですね。

○委員長(加藤シヅエ君) 第三十九条までははかに御質疑はございませうか。——次に移りますよろしうございませうか。

それでは第四十条から五十四条まで、再保険に関する項目で御質疑がございませう。どうぞ御発言を願ひます。

○早川慎一君 四十五條の再保険料の払い戻し、これは何か一定額がやはりこの四十三條の場合のように率できまつていくわけですか。

○政府委員(眞田登君) この四十五條の払い戻しは、元受の保険が解約になったりいたした場合には払い戻すわけでございます。

○早川慎一君 そうしますと、政府が再保険しても、たとえば一般保険会社では再保険の割り戻しをするといふことはありますか。そういうことはないのですか。一たんとした保険料率、その料率の収入はもう元受会社に返すといふことはないので、四十五條以外の場合、実際の損害がそれだけな

かったというふうな場合に、保険料率の方は一向変りはないといふのですか。

○政府委員(眞田登君) お話のそれは、実際に一年なり二年たちましてそれだけの損害がなかったという場合に、再保険の方から保険会社に払い戻さないか、こういう御趣意でございませうね。

○早川慎一君 ええ。

○政府委員(眞田登君) これは再保険の方では、もし残が残りました場合にはそれを積み立てまして、それを翌年度に繰り越して経理する、そして翌年度損失が出た場合にはその損失に充てる、こういうふうにして残つた分は繰り越して経理していくようにする、こういうふうにお考えをしております。

○早川慎一君 そうすると四十三條の保険料率は、政令で定める割合といふのは、大体どういふお考えですか。

○政府委員(眞田登君) これは元受保険料の純保険料に当ります分の百分の六十、こういうことであります。

○早川慎一君 かりにまあ一合一万円という保険がきまる。そのうちに付加保険料が何%とか、かりに二〇%なら二〇%とすると、政府に六〇%とて、やはりそれは同じような比率で付加保険料についてももらい得る、こういうわけですか。

○政府委員(眞田登君) 今の例でお話し申しますと、一万円のうち八千円が純保険料、付加保険料は二千円というふうに仮定いたしますと、その八千円の六〇%、四千八百円、それを政府に再保険料として払う。で、付加保険料につきましては、これは保険会社及び代理店の実費と申しますか、事務経費でありまして、再保険の方の事務経費は国家の方で出しておりますので、それでまかなうことになっております。

○仁田竹一君 トラック、タクシーが

三百両、バスが百両というのですが、それは現在何社ぐらいありまして、どこどこですか。

○政府委員(眞田登君) 自家保障の対象になります会社を一応拾つてみましたが、バスを百両と申しますのも、あるいはトラック、タクシーが三百両と申しますのも一つの試算ではございませうが、その試算に基いて拾ひました数を申し上げますと、タクシー関係が六社、貨物自動車関係が七社、それからバス関係が約四十社くらいございませう。

○仁田竹一君 それをあとで一つ出して下さい。

それから自家保障で、農業協同組合でございませうが、あのようなもの、あるいは同系会社と申しますか、だれが見ても同じ系統の会社と思ひますものが、ここではちよつと違ふと思ひますが、そういうような格好で申し出た場合の保障、いろいろと自家保障をなし得る会社の定義と申しますか、そういうものについて伺ひたい。

○政府委員(眞田登君) 自家保障を認められます基準は五十六條に一応書いてございませうが、この五十五條に「自動車損害賠償自家保障の許可を受けた者」と書いてございませうものは、五十六條に定めるような基準に適合する会社あるいは個人といふことで考えてきたわけでございます。組合式のものは一応この対象にはなつておらないわけでございます。五十六條の一に「政令で定める両数以上の両数の自動車を有する者」といふので、まあ所有しているといふことに規定してあるわけでございます。農業協同組合等が希望しておりますのは、たとえば県連等が自分で所有している車を一つの自家保障

の対象にしたいという場合には、その両数が一定の両数と申しますか、この許可基準に合いましたときにはよろしいのでございますが、その組合の傘下の自家用車も何もかも集めて相互保険的な組合を作りたいというふうなことになると思います、これはこの自家保障の条文には当たらないわけでございます。もし新たに相互保険的なものを作りますと、この法律にない以上は、保険業法の保険事業者としての免許を受けなくてはならない、こういう形になるわけでございます、ただ衆議院の方でもいろいろとお話がありました際に、何かこの賠償保障法に関連して相互保険的なものを認めてはどうかという御意見がございました。われわれもいたしまして、自動車も所有している人たちに自分たちの保険という感じを持ってもらうためには、そういう一つの制度も望ましいことだと考えまして研究は一応いたしました、ただ保険と申しますものが多分に専門的な技術を要しますので、この制度を実施いたします上は早急かつ円滑にやっていくのには、この出発の際は不適当であらう、こういうふうな考えまして、この出発のときにはそういった組合式のものは一応除外して、自家保障者と申すこの一つの単一の組織または保険会社に強制加入するか、どちらかの方法でやっていきたい、こういうふうな考えております。

○仁田竹一君 元に戻りますけれども、トラック、タクシー、バスの三百台、百台と定められました数字の基礎に何か根拠がございいますか。
○政府委員(眞田登君) この数字の基礎でございますが、大体バスについてみまして、最初計算いたしましたときに、事故当り百万円、この百万円は多少の事故当りの制限を下回っておったのでありますが、これに対して一百万円という大体の純保険料の数字が出ておりまして、このことは、結局百両について、百両持っておればそれだけの金を積み立てておけば、もし平均に事故が起った場合ならば、大体その積み立てた金額で事故に対してまかなうことができる、こういう見込みから、百両程度あれば大体危険の分散も可能ではなからうか、こういうふうな最初考えたわけでありまして、それからこのトラック、タクシー等につきましては、トラックも大体その後のいろいろ計算いたしてみますと、事故率の割合はバスとほとんど変わらないのでありますが、一方持っております担保力と申します、自動車の保有者、持っております資産の七、八〇%までは車両価格でございます、で、車両の価格というものを一つの担保力というふうな推定いたしました、金額から見ても、大体バスがトラックやタクシーの三倍ぐらいの担保力を持っています。従って担保力の面から三百両程度ではどうだろうかというふうな考えたのでございますが、この数字につきましては、なお事故率をもう少し研究して、タクシー等はかなり事故率は高いのでございますが、トラックについては、バスと同じぐらいの事故率しかございませんので、この両者の百と三百はあまり進み過ぎるのではないかと御意見もございいますので、もう一度検討し直したいと、こういうふうな考えております。

○三木與吉郎君 バスとトラックです、これを保険料率は同じような金額になっておりますが、これは人の生命問題あるいは人の損害の問題を対象としているのでありまして、トラックよりバスの方が実際対象になる人が事故当り多いのではないかと、こう思うのです。保険料率はここに違わなければならぬ、こういうふうな常識的に考えるのですが、これはどういふことですか。
○政府委員(眞田登君) お手元にも資料が行っておりまして、ごらん願いたいのですが、保険料は、バスにつきましても付加保険料、これは後ほどまた検討するべきものであります、一応この当時計算いたしました付加保険料を加えて、バスにつきましては一万二千円程度、それから普通貨物につきましては六千六百円程度、こういうふうな数字が参っておりまして、同じような数字ではないかと思ひます。
○三木與吉郎君 軽自動車が一萬四千四百円、バスが一萬二千円、自家用乗用車が九千円、営業用乗用車が一万二千円、自家用貨物一萬円、営業用一萬円と、こういうふうになっております。
○政府委員(眞田登君) 私の方からは今お話がございました数字を出しておらないと思ひますが、私の方では一応出しました試算の数字は、乗合自動車につきましては一万二千円、営業用乗用車につきましては一万二千円、自家用乗用車につきましては四千円、普通貨物が六千六百円、小型貨物三千三百円、軽自動車、と申しますのはスクーターでございますが、及び小型二輪は千四百円と、こういうふうな試算

を作っております。
○委員長(加藤シヅエ君) 五十四条まではかに御質疑がございせん、第五十五條から七十七條まで、自家保障に関する事項について御審議願ひます。
○三木與吉郎君 自家保障してある会社と普通の保険に入っている会社とが合併した場合に、一方の方は小さい方の会社ですね、それはもうすでに保険料を払い込んである。保険の期限が切れるまでの間は、同一会社内におきまして別々の保険をやっておるといふことになりまして、それはいいわけですか。
○政府委員(眞田登君) 保険契約を解約して自家保障の車として、あらためて自家保障に関する証明書等を持って歩くか、或いは任意にその保険を継続して保険期間の切れるまで待つ、どちらでもよろしいうございします。
○三木與吉郎君 一つの会社で自家保障とそれとそうでないところですね、たとえばどこそれ営業所に所属する車はこれは別だというふうなわけにはいかないのです。
○政府委員(眞田登君) 希望するならばそれをやってもいいわけでございます。任意の保険をかけることは差しつかえないと、こういうこととあります。
○三木與吉郎君 その場合はやはりある制限の一定の基準の、たとえば三百円なら三百円というものの余分の分に對してだけかけられるのですか。
○政府委員(眞田登君) 仰せの通りでございます。
○三木與吉郎君 六十一條の「政令で定める金額」というふうになっておりますが、これは仮渡金のまあ額が、

これは十三條の保険金の政令と同じ金額と見ていいわけですか。
○政府委員(眞田登君) 十三條に定めます金額の、死者の場合は四割、それから、重傷の場合は二割、軽傷の場合は一割というのを一応予定いたしております。従いまして死者の場合は十二万円までは仮渡金として葬祭等の費用に充てる金が入る、こういうこととでございます。
○早川慎一君 五十八條のこの条文によつてどういふことをお考えになつておられますか、ちよつと構想をお伺いしたい。資産の管理でございますね。
○政府委員(眞田登君) 預金とか、あるいは換領しやすいく有価証券とか、そういう流動性のある資産を常に手元に持っていなければならぬ。
○早川慎一君 五十七條に関連したものに限つてですね。
○政府委員(眞田登君) これは五十七條の積立金に見合うものとして持つていなければならぬ。
○早川慎一君 わかりました。
○入交太蔵君 この五十六條の自家保障についての政令で定める車両数、あるいはまた「損害賠償を適確に行うに足る経理的基礎及び組織を有する者」という文句がありますが、これは政令で定める場合ですが、およそこの程度という予定があるだろうと思ひますが、どの程度でございしますか、伺ひたい。
○政府委員(眞田登君) 一応の試算として考えましたときは、バスにつきましては百両以上、それからトラック、タクシー、ハイヤーにつきましては三百両以上というものを考えておるわけでございます。

二につきましては、これは具体的に申請者について当るといふことで、今のところどういふ組織でなさかならぬといふことははっきりいいたしておりません。

○入交太蔵君 今のトラックとバスの例にありましたが、あるいはタクシーとかハイヤーとかいろいろのがありますね。そういうのもやはりこの程度の車両数でございいますか。

○政府委員(眞田登君) 先ほど申し上げました通り、バスについて百両、トラックが三百両といふのは少し両数に開きがあり過ぎるではないかといふようなお話がございましたので、トラックにつきましてもう一度計算いたしました、あまりバスとの均衡を失しないようにいたしたい、こう思っております。タクシーにつきましては同じでございますが、タクシーはトラック、バスに比べて事故の起ります率が非常に多いのでございいますから、多少両数が上廻るのはやむを得ないだろうと思ひます。

○入交太蔵君 まあとにかくこれは自動車業者としてはこの保険料の負担といふことが非常に問題になるので、従つてこの自家保障に対する分もよほどこの限界といふことが問題になるのじゃないかといふことを私は心配いたしますが、むしろこれは十分研究されて、そして実施せられることと思ひますけれども、この自家保障の問題が相当今後において問題になるのじゃないかといふことを私想像されるので、よく研究をされて……。それからこれはちよつと別ですけれども、今の除外がありますね、国とかあるいは公社とか、都道府県所有の車両に対して

は除外をする、これもよほどの問題点じゃないかと、かように私は思ひます。それと今の自家保障の問題、これが、全部がこういふように保険にかけるといふことに行けば問題はないのです。が、そういう段階が幾つもなつておるので、その点が今後に残された問題じゃないか、こう私考するわけでありま。今の自家保障の問題とあわせて一番除外をしてあるところにも、一般の自動車所有者からいふその点で問題を起しやせぬかと思ひるので、できればこれはあまり階段を作らないで、普遍的に行つた方が問題が少いんじゃないか。それから保険の性質からいって、広くすることによつて一台当りの保険料の負担を少くする。もともと利率も低い方がいいと思ひますが、せつかく国の方から再保険によつて相当な保障をするわけだから、なるべくこれを、一台当りの保険料の負担を少くするといふことが望ましい、こう考へるのですが、このようにして自家保障と、そうしてまた除外例の問題がどうも問題になりはせぬかといふことを考へますので、その点を、一つ実施に當つては相当皆が納得するような点で行かなければならぬではないかといふことを考へるわけでございます。その点とんをお考へでございますか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(眞田登君) 仰せの通りであります、できるだけそういった段階がなく、また保険料もできるだけ安い方がいいのでございまして、ただこの制度を実施いたします上に、各方面からいろいろ御意見、御希望がございまして、強制保険制度を実施していくためには、そういった御希望を入れ

ても、まず被害者の保護という点から欠けるところがなければ、最初のすべり出しのためにある程度御希望を入れてやつていかざるを得ないのではなかつたか、どういふことでどういふふうな案を作つたわけでございますが、仰せの通りそういった例外的なものはできるだけ少い方がいいと思ひますので、今後実際の運用に当りましては、御趣旨に沿うようにいたしたいと存じます。

○三木興吉郎君 五十六条の基準の方に「経理的基礎及び組織」といふのがありますが、これは資本金とか、積立金とか、現在利益が上つていふとか、上つていないとかといふことであると思ひますが、それとも、ほかに何かきまつた数字的な基礎があるののでございいますか。

○政府委員(眞田登君) 現在のところまだ数字的な基礎は出ておりません。最初におつちやいましたように、会社の経営状態が非常によろしく利益も上げていふ、従つて事故を起しては会社がいつても被害者に賠償のものを支払ひ得るような経済状態にある、こういったような意味でございます。

○三木興吉郎君 たとえば資本金は幾ら以上とか、利益率は幾ら以上とか、またその資本金に対して借入金とか、あるいはその持つておる資産とか、そういったようなものを厳格にお調べになるわけなんですか。それともあそこならまあ大丈夫だろう、こういったふうな状態であつたらぬですか。

○政府委員(眞田登君) まず車両数によつて、その会社の資産の——車両と申しますのは大体、先ほど申し上げましたように八〇%から九〇%で資産の

大部分を占めておるわけでございます。そういった両数を持つていふといふことから見て、その会社の資本といふものの大体の形がわかるわけでありま。今のお話のような利益率などの程度とか、そういった細かい点につきましても、今後何かの基準を作つて、不公平のないようにいたしたいと存じます。

○片岡文重君 今のに関連してお尋ねするのですが、車の数が大体その資産の八〇%ないし九〇%を占めるからといふことでございけれども、今のような経営の状態では、大体特にハイヤー、タクシーなどやつていふ会社等について、月賦購入なり、年賦購入なりで——まあ年賦といふものはないだろうけれども、とにかく大体月賦購入でもつてやつておつて、大部分が負債によつてこの事業をなされていふ。従つて車の数が直ちに資産の標準になるといふことは考えられないと思ひのだけれども、この法律は非常に政令を好んでおられるようだけれども、こういう点はやはり経理的基礎といふようなものについて、はつきりとこまかい点まである程度標準を示して置くべきだと私はおらないといふところなんです、今の御答弁は。

○政府委員(眞田登君) 仰せのようなタクシー事業につきましては、最初から三百両程度というふうに考へましたので、これに該当する会社もせいぜい六つか、七つくらいしかない状態でございます。タクシー事業についてこの自家保障の対象になるものは非常に少いといふことでございまして、それでこの経理的基礎その他についてのごま

かい事柄を基準の内容にされるということとは、われわれとしてはそこまですること法律に書くことが妥当かどうかといふことで、法律には書かなかつたわけでございます。ただ実際に許可していきまします上には、仰せのような点、こまかく考へまして、不公平のない基準を作りたいというふうに思ひます。

○片岡文重君 その五十六条の三号ですが「許可を受けようとする者の使用する自動車について、自動車事故をひきおこすおそれがないこと」とあるのですけれども、これはどういふことを意味してゐるのですか。

○政府委員(眞田登君) これは過去において、その会社が非常に事故に対して、事故防止の対策をよくやつてきていたでいて、今まで事故がなかつた、また車の整備状態等も常によろしい、こういったことを考へてゐるわけでありま。

○片岡文重君 ちよつとこまかいことですが、そうすると車の型式が古いとか、それから労働条件等が非常に劣悪であつて、経営の内容に、経理以外の点について不備といふか、不満があると思へられる、こういったようなこともこの中には暗に含んでゐる、こういったことに解釈してよろしいですか。

○政府委員(眞田登君) たとえば今の労働管理等が悪い等によつて事故を起したことがあるといふふうなことは、この三にひつかかると思ひます。

○小酒井義男君 今の片岡委員の質問に関連してですが、自動車局長の今の御答弁に、労働管理が劣悪なんぞ、事故を起す場合が過去にあったと、場合がとおつちやいます、過去になくても現在労働管理が悪いといふことになれ

ば、依然として事故を起すという可能性があるというなら、やはりこの条文に当てはまるのでしょね。

○政府委員(眞田登君) 一般的には当てはまります。

○大倉精一君 ちよつと関連してお伺いするのですが、労務管理が悪いという、たとえば、二の例をおっしゃっていただいたのですが、状態が何か悪いのか……

○政府委員(眞田登君) 労務管理が悪い例でございますが、たとえば運転関係係従業員に十分に休養をとらせなくてはならないのに休養の施設がない、あるいは極端な歩合制をとっているために無理して運転をするというふうなことも一つの例になると思います。

○大倉精一君 そうしますと、大体今のタクシー運転手の場合は、ほとんど極端と言つてもいいほどの歩合制度であり、かつ二十四時間勤務というのが多いのですが、そういうのはやはり労務管理として不適当であるというふうにお考えですか。

○政府委員(眞田登君) 一般的にはそういうふうになると思います。ただその地区の一般の事業者のやつておられます労務管理の方法と比較しての問題もあると思うのでありまして、最近では東京でもタクシー関係の会社でいい会社は二交代制をばちばち試みにやつておられることを聞いております。

○片岡文重君 五十六条の二号についてですが、この自家保障を受ける資格

の中に、一つの企業ばかりでなしに数企業が合同をして連帯責任をとれるような組織で共同して自家保障の許可を受けることができるようにこの前の御答弁ではあったと思うのですが、その点あやふやなので、一ぺんはっきりしてから次の質問に移りたいと思います。

○政府委員(眞田登君) 将来そういう方面の考え方についても研究するが、この法案の最初の出発には不向きであると考えましたので、今後の研究問題にしたいと、こういうふうにお考えになるわけでありまして。

○片岡文重君 そうすると、傍系会社と親会社とが一緒になって自家保障を受ける——自家保障の資格を得ると、こういうことは許されませんか。

○政府委員(眞田登君) その会社の人格が一緒の場合はよろしいのですが、別人格の法人になっております場合には、この自家保障には当てはまらないようになるわけでありまして。

○片岡文重君 そうすると、法人格が別の場合には、たとい数社が一緒になつても、今日の場合では自家保障の資格は与えられない、こういうことだそうなのですが、それならば法人格が一つであったという場合に、たとえば東京と大阪で会社をやっている、それで同じ会社だという場合、東京の経営状態は非常によろしい、けれども大阪の方は非常にうまく行っていない、しかし両方の両方を合算すればこれは三百両になる、こういう場合この五十六条の二号による「経理的基礎及び組織」が「損害賠償を適確に行うに足る」ものかというふうな認定できるのですか。

○政府委員(眞田登君) 事前にそういった会社の経理内容をよく検討しまして考えないと、今の場合の返答はちよつといたしかねるのであります。

○小酒井義男君 五十七条ですが、「自家保障者は、毎事業年度、運輸省令で定める金額」ということがありますが、この運輸省令で定める金額というのは大体どのくらい、という金額なのか。

○政府委員(眞田登君) 大体、先ほど申し上げましたように、自家保障を許可する基準の両数が一応できるわけでありまして、たとえば百両で自家保障が許可されたと考えると、各一両当りの純保険料に相当する部分の百倍したもので普通ならいって考えられるわけでありまして、両数が非常に少ないために確率の点から行きますと、大体九〇%の確率を得るためには、二倍程度の積立金を必要とする、こういうふうな考え方をしておりますので、実際には二百両の純保険料に相当する部分を積み立てなければ九〇%までの確率を得られない、こういうふうな計算になっているようでありまして。

○三木興吉郎君 ちよつと関連してですが、この積み立てである金です、これは一件当り三十万円ということにまあありますね、保険の方は、一人当り三十万円、ところが民事訴訟なんかの結果、五十万円あるいは百万円出さなければならぬということになつた場合、そのときその金はその保険の自家保障のために引き受ける引受金から取り出すことができるのですか、できないのですか。

○政府委員(眞田登君) それから取り出すしてやっていたらいいよ、いいわい。

○早川慎一君 ちよつとよけいな質問になるかも知れませんが、今の自動車積立金ですね。これは会社としては、今度は許されようと思えられるような会社は、大体法定準備金とかいろいろな各種の準備金を積み立てる、それが十分まかなえるという見込みがあったなら、特にこの自動車のために積み立てるというお考えでこの条文ができていますか。つまり支払い保障としては、各会社としてはいろいろの準備金がある、必ずしも自動車のために積み立てるのじゃなくて、その会社の事業の上から見ればちゃんとそういう支払い準備金があると、それはどういうふうな……、特にこの法律が施行されると自動車のために別個の項目として自動車積立金というものが必要なんですか。

○政府委員(眞田登君) 別個に積み立てていただくかと思ひます。

○早川慎一君 それはどういう理由ですか。

○政府委員(眞田登君) ほかの積立金とは別の目的があつて積み立ててある金でありまして、この保険のための積立金は別個に積み立てていただくのでありまして、もし他のものがそれに充てられるならば、他のものを減らして当てるならば、他のもので減らして積み立てていただくのは所定の金額までを認めるわけには参らない。

○早川慎一君 そうしますと、第何条でしたか、資産の管理を運輸省令で定められる、それから保険の支払いの場合以外はその取りくずしをいかにぬ、こういう規定がありますね。そうすると、準備金というものは必ずしも現金を持っているというところではないと思ひますが、法案の趣旨からいへば、

まあどういふ名目でも積立金というものがあれば目的を達するように考えられるのですが、それでもなおかつ自動車保障の保険の準備金として積み立てないか。

○政府委員(眞田登君) やはり自動車損害保障として積み立てていかないとはいえないと思ひます。

○早川慎一君 いや、それはわかるのですが、その理由です。理屈の上からいって、まあ会社はそれだけのものがあるとする、何もことさらにそれを特に自動車保険の準備金として積み立てる必要はないじゃないか、これは理屈の上からいくのですから、そうおきめになるという必要の問題ではなくて、つまりどこから金を出しても、その会社は支払うというお見込みになれば、必ずしも名目上自動車の保険の準備金として積み立てなければならぬという理由はないじゃないか、こう考えられる。

○政府委員(眞田登君) 実際にはそういう力もあるし、別に名前がどういふていてもいいじゃないかというお話があるかも知れませんが、やはり他のものについては強制で保険に入れているというものに対して、これは自家保障を認めるのでありますから、やはり自動車の損害賠償に充てるために積み立てているのだという形をとつていただかなければ、どうもつり合ひ上と思ひますか、気分の上でよろしくないとはいいます。

○委員(加藤シヅエ君) ほかにございませうしたら、七十一條より……まだあります。

○大倉精一君 ちよつと一点だけお伺いしておきますが、自家保障の問題

はいろい論点があるかと思うのですが、この自家保障をやるといふことになれば、むしろ農業協同組合とか、あるいは中小企業の共済組合も自家保障の対象にすべきじゃないか、こういうような議論をたびたび聞くわけですが、あるいはまた大都市のバスについても同様の取扱をしてもいいのではないかと、こういう議論を衆議院においておられると思うのですが、これに対する当局のお考え、並びに将来の御方針について一応伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(眞田登君) 順序が逆になります。あとの大都市の分につきましては、われわれとしましては、自家保障という考え方であったのでありますが、衆議院の方の修正案で、第十条の適用除外に入れるという案が出てございます。それから協同組合等の場合も、先ほどもちょっと触れましたが、実際にその県の連合会なら連合会の所有している車が一定の回数以上あるというときは今回の自家保障に入るわけでありまして、その傘下のものを集めて一本でやるというのが、今度の最初の出発の際には認めない。今後そういったものを集めたものについて研究していきたい、こういうふうに考えております。

○片岡文重君 六十一條の仮渡金についてですけれども、六十一條の場合には、仮渡金として支払うべきことを被害者からこの自家保障者に対して請求することができるといふことになっておいて、請求された場合に、この自家保障者がその請求に応じなければならぬといふようなことは、どこにも書いてないようございいますけれども

も、この場合、請求することの権利だけは認められておるのであって、自家保障者はそれに対して直ちに應ずる義務があるのかどうか、その点をお尋ねしたいんです。

○政府委員(眞田登君) 自家保障者は当然支払わなければならない義務がございいます。

○片岡文重君 そうするとこの請求に対して、自家保障者が直ちに應じなければならぬといふことをどこかにうたつて置かなければ、立法者の意図がそのままの上で適用されるとは言えない場合があるのじゃないですか。今までの法律解釈の上からも争いになるのは、しばしばこういう点が見受けられる例が、民法上にもしばしば見受けられるようです。この点について何かその対策が講じられておるのかどうか。

○政府委員(眞田登君) その請求することができるといふ権利を一方に与えたならば、相手方はこれを支払わなくてはならないという義務が生ずるというところは裏から当然出てくるわけでありまして。

それから十七條の二項に「保険会社は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない」といふもので、この十七條二項の規定は自家保障者について適用するとなっておりますので、仰せのような規定が入つておるわけでございます。

○片岡文重君 わかりました。

○委員長(加藤シヅエ君) はかにございませうか。

○片岡文重君 しかし今の御答弁は、これは私十七條の二項によつて、第十七條の三項、四項に仮渡金を支払つた

場合の措置をこの六十一條の二項が言つておるのであつて、この私の今お尋ねした請求することができるといふことに対する義務の発生については、この場合は適用されないものであります。さういふことではないですか。

○政府委員(眞田登君) 私の説明も足りませんでしたが、申し上げますのは、十七條二項の規定と申しますのは、遅滞なく、支払わなければならない。それからその支払いをした場合に、損害額をこえた場合は第三項に當るわけですが、それから支払つて實際は責任がなかつたといふ場合が四項に當るわけでありまして、支払わなければならないといふのは、この第二項によつて規定されるわけなんです。

○片岡文重君 了解します。

○委員長(加藤シヅエ君) それでは第七十一條より第八十二條、国の保障事業に関する事項の御審議を願ひます。

○早川一君 第七十一條が自動車の損害賠償保障事業であります。これは一体政府がやられる保障事業の一部でありますか、これは別個のものであります。

○政府委員(眞田登君) 政府がやります再保険事業と別個の保障事業ということでございます。

○早川一君 そうしますと、それによつて受ける国家の損害といひますか、保険金が入らない保障ですね。これは純然たる国家保障でされるという解釈になるのですか。あるいは再保険の一部からこういうものを支出して特別会計の処理をなさるのですか。

○政府委員(眞田登君) この費用に充てますためには、自動車一台について約八十円の費用が要るわけございまして、これを政府の持つております車の分につきましては政府出資、それから公社その他の適用除外の車について、そのおのおのの団体からその車の両数に応じて出させます。自家保障者については、自家保障者の車の両数に応じて出させる。それから保険に入りまして分につきましては、保険会社と政府で再保険をやつておりますその分、その持ち分に応じてやはり八十円に該当するものを合せて出す、こういうことにしまして、その財源に充てるわけでありまして。

○早川一君 この分については政府は何も保障されるということはないのです。つまりひいた人はわからない、ひき逃げをした。損害の持つていきどころがない。そうするとまあ政府からその分だけは別途に出すというふうな形でなくて、やはり保険の全体の負担においてこういう救済をする、こういうことに解釈できるのですが、どうですか。

○政府委員(眞田登君) 車を持つてい人たちの連帯責任というふうな形で、全部が金を出し合つて、それに充てていくわけでありまして。

○早川一君 大へん理屈に合はぬ話ですが、まあわれわれはあまり納得はできませんけれども、せっかく法案ができていますから、それ以上は御質問申しませんけれども、これは將來何とかお考えになる必要があるのじゃないかと思ふのですが、これはどうですか。

○政府委員(河野金昇君) これは衆議院の委員会においてもそういう議論がたびたび繰り返されて、運輸省と

しても大蔵当局に対してそういう意味の国の補助というものを相当要求したのであります。今年も目的を達することができません。將來は早川委員の御説のようなことを政府において当然考へていかなければならぬと思つております。

○仁田竹一君 第七十二條ですが、いわゆるひき逃げだと思ひますが、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。ということですが、政令で定める以上の金額を慰謝料あるいは損害賠償の訴訟を起しまして、場合には相手はだれになりますか、納得しないという場合は。

○政府委員(眞田登君) 加害者がわからない場合でございまして、それ以上を欲した場合に、これの被害者に対する金額の出しようがないわけでございます。

○小酒井義男君 七十二條ですが、加害者が不明だといふことで政府が支払います。その後になつて何かの機会に加害者がわかつた場合はどうしますか。

○政府委員(眞田登君) その加害者に対して国が請求権を持つてございします。

○小酒井義男君 それは別に何カ年間は請求権があるといふようなことではないに、どれだけたつてからでもやりませうか。

○政府委員(眞田登君) 一般民法の時効の規定によつております。

○小酒井義男君 これはこの条文だけではないのですが、被害者として保険金の支払いを受ける者は、被害者当事者が生きておればそうですが、死んでしまった場合には、その遺族に対して同

じようななになにが渡るようなことになるのですか。

○政府委員(眞田登君) その通りであります。

○三木與吉郎君 七十八条の賦課金でございしますが、これは自家保障をやっているところは、この積立金のほかにまた賦課金として取られるのですか。

○政府委員(眞田登君) その通りでございまして、積み立ては、その車が起します事故の純保険料部分だけを積み立てておるわけでございします。賦課金については別途出していることになっております。

○三木與吉郎君 賦課金というのは経費負担でございしますか。どういうためにそれを取られるのか。またその金額はどれくらいですか。

○政府委員(眞田登君) 先ほど申し上げましたように、国がそういうものを出すべきではないかという御議論がございしましたが、今回はそういうひき逃げ等の場合に充てるための費用として、車の持ち主等に充てて出しているだけ。一両当りは大体八十円くらいになっております。

○早川一君 それならば今ひき逃げ事故というのはどれくらい予定されておるのですか。

○政府委員(眞田登君) 二十八年、二十九年とっておりますが、二十八年の死者数が二百十一、負傷者数が二百四十四でございます。それから二十九年は死者数が二百、負傷者数が二百八十六、こういった数に上っております。

○一松政二君 今の賦課金の説明を私はもう一度お願いしたいのだけれども、ちよつと七十八条の賦課金をなぜ

取らなければならないかということをもう一度説明していただきたい。

○政府委員(眞田登君) ひき逃げその他の事故は、車を持っておる人のだれかが起した事故であるというわけで、まあ共同責任だということを出していただくわけでありまして、ただそういった場合はもつと社会保険的な趣旨が、精神が大きいから、むしろ国が持つべきではないかという考え方もあるわけでございまして、私たちとしては、このひき逃げ等の事故のために国が保障して出すようにしたい。ただ、これは希望を持っておたわけでありまして、しかしながら今年度は予算折衝その他の結果うまく参りませんでして、やはり車を持っておる方から出していただく、こういうことになったわけでありまして、それが一両当りにしますと八十円くらいに当る、こういうことでございします。

○早川一君 今の発表された二十八年、二十九年の数字ですね、その数字はこれは表に現れたひき逃げ事故であつて、これよりよほど多くの事件が泣き寝入りになっておるものがあるのではないかと、むしろこれの方が非常に大きいのではないかと気がいたしますが、それについての見方は、この数字をもとにして八十円、九十円といふものをおきめになったのでございしますか。

○政府委員(眞田登君) これは警察の方からもらった数字でございまして、ひき逃げはそういう泣き寝入りという形のものはありませんと警察では言っておるのでございしますが、われわれの方でもそう多くなるとは考えておらないわけでございます。

○早川一君 これはまあ見方の相違ですが、たとえば今まではまあ相手がわからないし、どうも仕方がない。今度はいくらとも三十万円もしくは十万円とかもあらえるということがこの法律によつて明らかになれば、この数字よりふえるということが想像できるが、あまり多くなるといふ御見解は私どもには納得がいけないのですか。

○政府委員(眞田登君) ひき逃げの場合は、一般の場合でも起り得ることでありまして、特にひき逃げの場合には刑事事件等として捜査の対象になるものでありますから、割合にそういった件数漏れというものはないのではないかと。もつともお話のようなものが全然ないというわけにも参りませんので、あるいは多少ふえるということも考えられますが、今までの一般の事故のときと被害者が泣き寝入りしていたという形とは多少違つて、そういう刑事事件の捜査の対象として大部分はあがつてくる、こういうふうに考えております。

○早川一君 意見としてはこういう自動車損害賠償保障事業というふうなものをはこの保険経済、あるいはまた今度の法案の中に入れて、そうしてしかも自動車の所有者に共同責任を負わせるという点は納得がいきませんので、この点は法案の全体の趣旨からいって、この一点だけをとりあげてどう言うことは、今はできませんけれども、これは先ほど事務次官からお話がありました、運輸大臣がおいでになりまして、特にこれは何とか自動車所有者が連帯して責任を負う、しかも犯罪行為に類するようなものを保険の一種類の中に入れておられるという

ことについては、政府でよくお考えになつて、来年度からさつそく改めるとか何とか、一つ運輸大臣に気持ちを表明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 私どもの法案を今国会に提案をいたしますことにつきまして、何分にもこれは強制保険であるという点、そうして今のようないひき逃げ等の問題もありまして、何とか政府の方からもう少しこの保険事業の円滑なる発展のために補助金を取ろうとしました。五、六、運輸省が最後まで大蔵省と折衝したこれは一つの項目でありました。しかしその場合に財政のワタというところばかりでなく、こういう保険というものはやはり自動車の所有者がやるべきではないかというようない意見もあつたり、最後まで努力はしましたけれども、なかなかこれは成功しなかつたのであります。しかし運輸省としては、これはあきらめておるわけではなくして、やはり明年度の予算編成においては、当然にも少額の補助金をこの保険事業のために取りたいという努力をいたすつもりでございます。

○三木與吉郎君 大臣にちよつとお尋ねいたしますが、先ほどちよつと局長さんにはお伺ひしたのですけれども、自家保障の場合のその保障の引当金は、この仕事の性質上一日も早く積み立てを完了して、そうしてなるべく多くを渡すというふうなことは、ちよつと今の資本蓄積に對しまして売却金の貸し倒れ準備金、これにも匹敵するようない引当金だろつと思ふ。にもかかわらず、これに對しましては課税を受け、こういうことになっておるのであるが、大臣はこれに對してどういふ

にお考えになりますか。

○国務大臣(三木武夫君) やはり最初はこの保険は自家保障を認めないで、全部一律にせよという声もあつた。原則としては強制保険であるから、そういう方が筋が通るんじゃないかという意見もあつたわけでありまして、しかし新しい試みでありますから、保険事業があまり理屈の筋ばかり通つて運用面において円滑にいかないということも、これもいかにがと思つて自家保障を認めたわけでございします。その保険の準備金と申しますか、それがやはりどうしてもその資金として認めて課税の対象にならぬということになつてくると、自家保障でない方との間にこれは不公平な事態になつてくるのではないかと、こういう点では、やはり一つの保険、これを通じて自動車の所有者に対する負担の公平の見地から見まして自家保障の方々に税法上、あるいは会社企業法理上、特別な便宜を与えるということとは公平を失するのではないかと考えて私どもは賛成をしておりませんのでございします。

○委員(長加藤シヅエ君) ほかにございせんか。それでは先へ移りましてよろしくございしますか。

○委員(長加藤シヅエ君) 〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長加藤シヅエ君) それでは第八十三条以下雜則、罰則、附則について御審議をお願いいたします。

○三木與吉郎君 八十四条の、陸運局長に権限を属する事項というのは、自家保障の許可権の問題でございしますか。

○政府委員(眞田登君) 自家保障の許可そのものはやはり運輸大臣に残しておきますのですが、これらの保険証明書の問題とか、あるいは自家保障証明

ころ、定期的に行う等のことは考え
ておりませんが、また現在の定
員でやるかというお話し、確かに今の
ところ相当人手も詰まっておりますの
で、非常に苦しいと思えます。ただ、
非常に大切なことでありますので、で
きるだけ現在の手をやりくりしてやっ
て参りたい。なお今後そういつたこと
で人手が不足になりましたときには、
増員等もいたしたいと、こういうふう
に考えております。

○委員長(加藤ツエ君) ほかに御質
疑はございませんか。

○早川一君 何か衆議院の運輸委員
会で、保護の期間はこれは一年だけ
でも、それを六カ月に割って保険料を
納めるような方法にしてみたいとい
うような意見があったそうですが、
それはどういう形になっているん
ですか。

○政府委員(眞田登君) これは強制保
険でございますので、かなりの両数
を持つていらっしゃる方が、かなりの
むづかしい方法はないかというお
話がございます。原則は一年ではあ
るが、何か短期々々で切りかえてゆ
くような方法で、実質的に一時にど
と金が出るというのではないようにし
たい、こういうことでございます。

○早川一君 それについて、政府の
お考えはどういう……。

○政府委員(眞田登君) 短期の保険の
例にならなくて参りたいと思ひ
ます。

○岡田信次君 衆議院で附則の一項の
六カ月を八カ月に直しておりますが、
これはどういふことで直したのです
か。

神から申しますと、できるだけ早い時
期にやりまして、そうして被害者の保
護に万全を期さなければならぬので
ありますが、一方強制保険でございま
して、実際に自動車を持つていらっしゃる
側の経済的な負担ということも考
えなくてはなりませんので、その実施
の時期について、できるだけ無理のな
いようにある程度の準備期間を置いて
はどうかというところでございます。

○岡田信次君 もう少し具体的に、何
かお話しませんか。

○政府委員(眞田登君) 私の方で最初
予定しておりましたのは十月一日から
実施したい、こういうふうに考えて
おったのでございますが、この法案を
御審議願う時期の問題と申しますか、
これが多少ずれましておそくなりまし
たので、最初の予定通り十月に実施す
るというところは準備が整わない。従
つて、もう三カ月なり延ばしてはどうか、
一月の一日からやってみようか、ある
いは二月の一日はどうかというふうな
いろいろな御意見があったのでありま
すが、この八カ月とになりましたのは、
ちょうど大体この年度一ぱいで申し
ますか、三月末日までで八カ月、こ
ういふことになるわけでありまして、八
カ月以内というところは、この年度内
において手をつけるのだが、できるだけ
準備期間を延ばしてはどうか、こうい
う意味でございまして。

○片岡文重君 大臣にちよつと伺いま
すが、衆議院でこの法案を可決する際
に付帯決議をつけたようでありま
すが、この付帯決議は八項目にわたつて
内容をあげておられますが、この内容を
見ると、政府としても相当これを尊重
するには工夫を要するようところが

あるのじゃないかと思うのですけ
れども、この付帯決議については政府
はどういうように措置をされるか考
へてあるか、その点を一つお伺いしたい
と思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) この付帯決
議につきましては、私も政府の見解を、
付帯決議を議決された後に、衆議
院におきましてもお答えをしておいた
のでございます。これは全部が全部、
政府がこの付帯決議の趣旨に沿うと
は申しません。検討を要する趣旨も
ございまして、大体においてこの付帯決
議の趣旨を尊重して参りたいという考
えでございますが、この機会にその
八カ条の各項目について政府の見解を
今申し上げることが適當でございま
すならば、この機会に申し上げてもよ
しうございまして……。

これは第一の附帯決議は「保険金額
を政令で定めるにあつては、本法制
定の趣旨にかんがみ、一事故あたりの
保険金額の制限を行ふこととなく、充
分に被害者並びに被保険者の利益を考
慮すること」というのが第一項でござ
います。それに対しては政府は、保険金
額の制限は行いませんという答弁をい
たしております。

それから第二は「保険料率について
はこれが低廉化を図り、その算定にあ
つては、無事故に対する報償制の採
用、交通繁雑なる地域と然らざる地域
等との間における料率に差等を付し、
輸送の態様、業種別等による事故率の
差異に相応して料率に差等を付するこ
と。これに対しては、保険料の低廉化
については御趣旨に沿ひ、加入者の納
得し得る方法を講じたい。無事故の報
償制、地域差、業種別等、公平適正な

方法を採用いたしますというお答えを
しておきました。

第三の項目は「収受した保険料総額
から、支払った保険金総額と附加保険
料総額との合算額を控除し、なお相当
の残額あるときは、これを一定の比率
により保険契約者に割戻すが如き方法
を考慮すること」ということになつて
おりますが、これについては、報償制
とも関連して具体的方法を検討をいた
したい、こう答えておきました。

第四は、「保険会社が代理店契約を
締結するにあつては、特別な事情で
止むを得ないと認められる場合の外、
本保険加入義務者の組織する団体で運
輸大臣の指定するものとの間にこれ
を行うものとする」ということにつ
きましては、御趣旨については大蔵省
と協議して実行したい。なお、本
件については、すでに委員会に提出し
た覚書について大蔵省と協議済みであ
るという答弁をしておきました。

第五は、「本法が多分に強制保険の
方法で被害者の保護を図る目的を有す
るものである点にかんがみ、更に国庫負
担の増額を考慮すべきこと。これにつ
いては、先般早川委員にもお答えいた
しましたことと、今後一段の努力を払
います」ということを答えておきました。

第六は、「自家保障については、速か
に一定の基準の下に相互保険へ移行せ
しめること」という点がございま
す。これについては、本制度は早急か
つ円滑な実施のため、今回採用しな
かったが、相互保険などについてはこ
れを将来において善処したいとお答え
しておきました。

それから第七は、「商品たる自動車
の保険については、その特質にかんが
み、実情に即するよう特別の措置を講
ずること」ということがございま
す。これについては、商品たる自動車
の保険については、無理のない方法を
実施いたしますということを約束して
おきました。

第八は、「本制度実施に伴ひ、運転者
その他労働者の労働条件の悪化を来さ
ざるはもとより特に勤務時間の適正化
と賃金制度の改善を図ること。これに
ついては、御趣旨に沿うよう関係官庁と
も密接な連絡をとつて、業者の指導そ
の他適切な処理を検討して参りたい。
以上が衆議院の付帯決議と、私が当
日付帯決議が議決された後に申し述べ
ました政府の見解でございます。

○片岡文重君 そこでお尋ねしたいの
ですが、この第一の、一事故あたりの保
険金額の制限を行わないという御答弁
をなされた由であります。被害者と
それから被保険者との利益を、両方と
も納得のいくように考慮する場合には、
この保険金額の制限を行わないで、そ
れで果して双方とも利益を得られるこ
とになるのですか。

○国務大臣(三木武夫君) 初めは、一
事故当たり百万円というようにものを考
えておつたんですが、最高限度は三十
万円という基準は変らないんです。し
かし、それが、たとえその事故が五百
万円であるが、一千万円にならうが、
最高の保険金の支払いの額をきめな
いで支払いをするということが今の趣旨
でございます。

○片岡文重君 その点は私も賛成で
す。当初のお考えでやると、結局ハイ
ヤー、タクシー等によるものは三十万
円もらうけれども、バス等によれば一
人の生命の価格は非常に安くなって

る。こういうことは許されない。しかし、それは考え方を要えられたということですから、それはけっこうです。それから最後の、労働条件の悪化を来たさないように努力をするということであり、また、この点については、当然これは労働省との間で緊密な連絡がとられて、しかも労働省等の十分厳重な監督指導がなされなければならぬと思ふので、その点については、労働省との間にすでに協議をされておられるのか。もしくは、二十日の決定ですから、まだ協議まではいかぬとしても、この事故を防止する意味からいっても、相当この点は決議とか言葉とかというだけでなしに、現実に具体的にこの方法をやってみてもらいたいと思ふので、その点については、労働省との間にすでに連絡がなされておられるのか。もしなされておられないとするならば、一体いつごろそういう連絡をされるのか、協議をされるのか、具体的な立案をされるのか。

○国務大臣(三木武夫君) 労働省との関係は自動車局長からお答えいたしますが、私はさういうふうに考えているのです。これは保険金がある程度の負担が過重になるんですけれども、保険金を払うわけです。これは私はやはり、その各自動車、あるいはハイヤー、タクシーにしまして、その保険金の過重が労働強化にいくようなことがあってはこれはいけません。あとで自動車局長がお話するでしょうが、すでに労働の限界にきているわけですから、これ以上労働強化ということになれば、事故が頻発する危険がある。それでこの法案が皆さんの御審議の結果、国

会を通して実施をしてみまして、その経験に徴して、これが非常に各自動車の所有者に対する負担になってくれば、あるいは料金の改訂も行かぬかもしれない。あるいはまた需給の調整等も考えて、さういふ面からこの保険金というものが私どもはそう負担にならないという前提の上に立っており、けれども、何分にも新しい法律でございますから、この実施の経験を通じて今後改善をしていかなければならぬ所が多いと思ひます。さういふ点で、將來においてはこれが労働強化という形に、この保険料が転嫁されないよう注意を払っていきたい。

○政府委員(眞田登君) この八に含まれますのは、一つは保険料の負担の問題でございます。それからもう一つは、さういふ賠償法を実施するだけではない、その大本である事故そのものをなくするようにしなくちゃならないので、さういふ問題を含んでおるわけでございます。さういふ意味で最近特にタクシー関係の労働基準法を厳格に実施することについて、各陸運局を通じて、労働基準局とその地区での打ち合せをしておるわけであり、東京につきましては、労働基準局と陸運局とお話し合ひをいたしておりまして、現在のところでは十月一日から実施すると、さういふ話し合ひになつておるわけであり、本部というものが先般来内閣にできまして、そこに各関係省が集まりまして

いろいろと対策を練りました、その際にも、労働管理の適正ということが非常に重大なことであるということ、で、いろいろと対策が出たわけであり、それが、それを今後実際にやっていく上におきまして、関係省と打ち合せをして、その一つ一つを実行に移してゆこうという段階にきておるもので、今後ますますさういふ方面に努力いたして参りたい、さういふふうに考えております。

○片岡文重君 この問題は当然、労働基準法がそのまゝ企業者によって守られていけば、さう問題にはなつてこないはずなんだ。ところが、その労働基準法が多くなると守られておらないうところに問題が出てくる。それと同時に、極端な歩合制度、これが問題になつてくると思ふので、さういふ問題について、さういふ歩合制度、それから御答弁の中にあつた対策協議会の中において、さういふ歩合制度、それからこの勤務時間等の問題については、具体的にどういふ程度に取り上げられておられるのか。簡単にけつこうです、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(眞田登君) ちょっとその資料を持ってきておりませんようです、から、覚えております程度で、お許し願ひたいのでありますが、一つは、労働基準法の的確なる実施と、特に勤務時間について八時間制を厳格にやれというところでございまして、それからもう一つは、極端な歩合制度をやめて、少くとも六〇%程度は基本給として持たせて、極端な労働強化を招かないようにしよう、さういふことがおもなことでございまして。

○委員長(加藤シヅエ君) ほかに御質問はございませんか。……御質疑がございせんければ、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(加藤シヅエ君) それでは速記を起して下さい。

○委員長(加藤シヅエ君) それでは速記を起して下さい。

○大倉精一君 私はこの衆議院送付の本法案に對しまして、要望意見を付して賛成をするものであります。

○委員長(加藤シヅエ君) 御質疑はないと認めます。

○大倉精一君 私はこの衆議院送付の本法案に對しまして、要望意見を付して賛成をするものであります。

○委員長(加藤シヅエ君) 御質疑はないと認めます。

○岡田信次君 私も本案に賛成いたします。

○岡田信次君 私も本案に賛成いたします。

のでありますが、しかし一面、この法案の審議の間を通じて受けた感じとい

たしましては、まだ当局に、何とい

ますか、統計資料の不足であります

か、あるいは事故の実情の把握が欠

けているとか、あるいは準備の不足の点

があるということも考えられますので、

今後これらの点について十分準備を整

えて、この法案の執行に当っては遺憾

なきを期せられたいと思います。こ

に、強制保険でもありますので、今後

料率の低廉化、あるいは地域差の問題

等も十分考慮されて、さらに、これが

強制保険でありますので、今後事故の

事後処理に当っては保険会社が万全の

サービスをする、そうして喜んでこれ

に入り得るように指導をされんことを

希望いたしまして、私は賛成いたし

ます。

○早川慎一君 私、前の岡田委員の

言われた趣旨に従って、本案に賛成を

いたします。

ただ一つ、政府に特に実施に当って

御注文申し上げたいことは、この本

案が非常にたくさん政令を含んでお

ります。この政令の制定に当りましては、

できるだけ民間被保険者の意見をよく

聞いて、そして政令等の準備をされる

ように、特に注文いたしまして、本案

に賛成いたします。

○委員長(加藤シツエ君) ほかには御意

見ございませんか。――御意見もない

ようでございますが、討論は終局した

ものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤シツエ君) 御異議ない

と認めます。

それでは、これより採決に入ります。

自動車損害賠償保障法案を問題に供し

ます。本案を原案、すなわち衆議院修

正通り可決することに賛成の方の挙手

をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤シツエ君) 全会一致で

ございます。よって本案は、全会一致

をもって原案通り可決すべきものと決

定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本

会議における口頭報告の内容、同七十二

条による報告書の作成、その他自後の

手続につきましては、慣例により、こ

れを委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤シツエ君) 御異議ない

と認めます。

次に、報告書には多数意見者の署名

を付することになっておりますから、

本案を可とせられた方は順次御署名を

願います。

多数意見者署名

仁田 竹一 早川 慎一

入交 太蔵 岡田 信次

川村 松助 一松 政二

高木 正夫 三木與吉郎

内村 清次 大倉 精一

小酒井義男 片岡 文重

三浦 義男 平林 太一

小柳 牧衛

○國務大臣(三木武夫君) 酷暑の折か

ら、短期間の間に御審議御可決を賜わ

りまして、討論の際に、大倉、岡田、

早川各委員から述べられました御要望

に對しましては、われわれとしても十

分意を用いて御趣意に沿いたいと考え

ております。

何分本法案は、日本の画期的な立法

の一つでございますので、今後この実施

を通じて改善を加えていかなければな

らぬ箇所も多いと思いますが、政令等

の原案作成に對しましては、民間側の

意見も徴しまして、できる限り完璧を

期していきたいと考えております。

諸君の御協力に對して敬意を表する

次第でございます。

○委員長(加藤シツエ君) ちよつと速

記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤シツエ君) 速記を起し

て下さい。

連合審査会に関する件についてお諮

りいたします。

本院規則第三十六条に基き、国土開

発縦貫自動車道路建設法案について、

建設委員会と連合審査会を開催するこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤シツエ君) 御異議ない

と認め、さよう決定いたしました。

ただいまの決議により、委員長から

建設委員会に申し入れることにいたし

ます。

それでは本日は、これにて散会いた

します。

午後四時二十二分散会

七月二十一日日本委員会に左の案件を付

託された。

一、自動車損害賠償保障法案(予備

審査のための付託は五月二十六

日)

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局